

沖縄県公報

定期発行日 毎週火・金曜日

当日が県の休日に 当たるときは休刊とする。

目 次

公 告

選挙管理委員会事項

- ○沖縄海区漁業調整委員会委員選挙の選挙権を有する者の総数の3分の1の数………………3
- ○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数………………………………3

公告

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和2年1月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1(1) 処分をした年月日 令和元年10月17日
 - (2) 商号名 有限会社東邦建設
 - (3) 代表者名 玉城晃宏
 - (4) 所在地 名護市字数久田572番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-28) 第3144号、沖縄県知事 許可(般-28) 第3144号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和元年9月20日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 令和元年10月17日
 - (2) 商号名 株式会社里伸開発
 - (3) 代表者名 親里章一
 - (4) 所在地 伊是名村字伊是名3365番地20
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-27) 第8828号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和元年9月25日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した 旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和元年10月17日
 - (2) 商号名 有限会社博愛建設
 - (3) 代表者名 野原里美
 - (4) 所在地 宮古島市上野字宮国1806番地2
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-26) 第5822号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和元年9月26日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和元年10月17日
 - (2) 商号名 又吉組
 - (3) 代表者名 又吉清榮
 - (4) 所在地 うるま市字具志川93番地

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-27) 第10010号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和元年9月26日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和元年10月17日
 - (2) 商号名 有限会社鳶石川組
 - (3) 代表者名 石川清
 - (4) 所在地 うるま市石川東山二丁目25番地7
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-27) 第10971号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和元年9月26日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和元年10月17日
 - (2) 商号名 有限会社繁久産業
 - (3) 代表者名 比嘉勝弘
 - (4) 所在地 読谷村字古堅939番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-26) 第9396号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和元年9月30日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和元年10月31日
 - (2) 商号名 久米建設株式会社
 - (3) 代表者名 字禄弘
 - (4) 所在地 久米島町字大田565番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-28) 第3264号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和元年9月30日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した 旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和元年10月31日
 - (2) 商号名 やまうち木工株式会社
 - (3) 代表者名 山内昌清
 - (4) 所在地 豊見城市字真玉橋473番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-28) 第2961号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和元年10月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和元年10月31日
 - (2) 商号名 西表総合土木株式会社
 - (3) 代表者名 本村勝彦
 - (4) 所在地 竹富町字上原572番地の8
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第6160号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和元年10月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和元年10月31日
 - (2) 商号名 律工務店
 - (3) 代表者名 石岡智美
 - (4) 所在地 西原町字小那覇66番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30) 第13619号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装

工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 令和元年10月2日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、途装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 令和元年10月31日
 - (2) 商号名 株式会社匠
 - (3) 代表者名 山城明
 - (4) 所在地 今帰仁村字仲宗根379番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第6012号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、管工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の 取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和元年10月4日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、管工事業 及び造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 令和元年10月31日
 - (2) 商号名 ナカタライト株式会社
 - (3) 代表者名 仲田信哉
 - (4) 所在地 中城村字登又297番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1) 第11513号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和元年10月18日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があった。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第 1 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第99条第2項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

なお、平成30年沖縄県選挙管理委員会告示第53号は、廃止する。

令和2年1月21日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

沖縄海区漁業調整委員会委員選挙の選挙権を有する者の総数の3分の1の数 970

沖縄県選挙管理委員会告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

なお、令和元年沖縄県選挙管理委員会告示第44号は、廃止する。

令和2年1月21日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,297
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80

万を超える場合にあってはその80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) 245,606

3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数
名護市選挙区 うるま市選挙区 沖縄市選挙区 宜野湾市選挙区 浦添市選挙区 那覇市・南部離島選挙区 豊見城市選挙区 島尻・市選挙区 島尻・西選挙区 宮古島市選挙区 宮田選挙区 国頭郡選挙区 中頭郡選挙区	16, 599 32, 608 37, 027 25, 852 29, 982 89, 675 16, 525 34, 976 16, 040 15, 126 14, 646 18, 126 41, 102

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部

総務私学課 電話番号 098-866-2074 印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地

4